

みゆこ

京・くらしの安心安全情報 第132号

(令和5年12月)

京都市消費生活総合センター



～ 目 次 ～

- * 寒くなったら要注意！冬に気を付けたい不慮の事故（1面）
- * 押しへの愛がトラブルに！？（2面）
- * うまい話には気を付けて！もうけ話の落とし穴（3面）
- * 1月のイベント情報（4面）

寒くなったら要注意！冬に気を付けたい不慮の事故

いよいよ冬本番。寒い季節に増える高齢者の様々な事故やトラブルの中でも、生活に支障をきたすものや生命にかかわるものなど、特に気を付けたい事故を紹介します。

！ 入浴中の溺水事故



- ・脱衣所や浴室を暖め、入浴前後に水分補給を。
- ・同居者に一言声を掛けてから入りましょう。
- ・浴槽から急に立ち上がらないように。
- ・入浴の目安は41℃以下、10分以内。

！ 転倒・転落事故



- ・脚立やはしごを使用した高所作業は控えましょう。
- ・怪我のリスクがある場所では、必ず複数人で作業するようにしましょう。
- ・滑りやすい場所での転倒に注意しましょう。

！ お餅による窒息事故



- ・小さく食べやすい大きさに。
- ・喉を潤してからよく噛んで食べましょう。
- ・周りの方も注意を払い、見守りましょう。

冬に起こりやすい高齢者の不慮の事故を3つ紹介しました。

冬は冷え込みや乾燥が厳しくなり、高齢者にとってたくさんの危険が潜む季節です。

高齢者の方はもちろんのこと、身近に高齢者がおられる方も注意ポイントをチェックして安全に冬を過ごしましょう！



出典：「無理せず対策 高齢者の不慮の事故」（消費者庁）
(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_067/assets/consumer_safety_cms205_221227_05.pdf)

えしかりん

を加工して作成

推しへの愛がトラブルに！？ ～推し活ならではのトラブルにご注意～

「推し活」とは、自分の好きなアーティストやグループ（＝推し）を応援することで、若い世代では、コンサートやライブなどのイベントにお金をかける人が多くなっています。これに伴い、興行チケットのインターネットにおける転売や投げ銭（※）による高額課金等に関する相談が増加傾向にあります。推し活をするときに陥りやすい注意点を知って、トラブルにつながらない行動を心掛けましょう。

※動画配信者に対して視聴者が自ら決めた金額をオンライン送金すること。

事例１：チケットの高額転売

チケット転売仲介サイトで個人からコンサートチケットを定価の５倍で購入。当日会場で転売チケットであることを理由に入場を断られ、サイトに苦情を伝えたが、個人間で解決するように言われ、返金してもらえない。



事例２：投げ銭による高額課金

配信サイトで推しに投げ銭をしていると、推しが私のことを認知してくれた。もっと課金したくなり消費者金融から借金した。生活が苦しく投げ銭をやめたいが推しのことを思うとやめられない。



チケット不正転売禁止法

高額転売により、チケットを本当に求めている人にとって入手しづらい状況を改善するため、国内で行われる映画、音楽、舞踊等の芸術・芸能やスポーツイベント等のチケットのうち、主催者の同意のない有償譲渡を禁止する旨が明示された座席指定等のあるチケット（特定興行入場券）の不正転売を禁止する法律のことです。（令和元年６月１４日施行）



クーリング・オフマン

消費者へのアドバイス

- ★チケットは公式の販売サイトから購入するようにしましょう。転売仲介サイトやSNSを利用する場合は、事前に購入予定のチケットの公式ホームページを確認しましょう！
- ★チケットの不正転売は絶対しないこと。チケットを譲りたい場合は、公式のリセールサービスを利用しましょう！
- ★投げ銭やグッズの購入などお金をかける際には金銭管理をしっかり行い、自分の生活を守りましょう！行き過ぎた推し活は時に生活のバランスを崩すなど深刻な事態を引き起こします。
- ★子どもが保護者に無断で投げ銭などの課金をしたという相談も寄せられています。子どもが利用しているサービスやその決済の仕組みを理解し、使い方やルールについて、日頃から家族で話し合しましょう。

うまい話には気を付けて！もうけ話の落とし穴

投資や副業といったもうけ話は、依然として年齢を問わず被害が続いています。
年末年始の時期、ご家族の間などでお話する際にもうけ話の注意喚起をお願いします！

トラブル1

～情報商材のトラブル～

SNSで「ホームページのアクセス数を増やすことで簡単に稼げる」という情報商材を知り、1万円で購入。途中解約できると聞いたうえで、数十万円の追加契約分をカードで支払ったが、指示通り作業しても全くもうからない。

注意！

- ★情報商材は契約前に中身を確認することができません！ほとんど価値のない情報が高額で売られていることもあります。
- ★カードでの高額決済や借金をしてまで契約してはいけません！「返金保証」「もうかるまでサポートする」等の説明は安易に信用しないようにしましょう。



話が違ふ・・・



トラブル2

～マルチ取引のトラブル～

友人にいい話があると誘われ、レストランで話を聞いた。「配当のいい暗号資産（仮想通貨）の投資がある。新たに人を紹介すれば紹介料も入る」と説明され、言われたとおりに消費者金融で130万円を借りて契約したが、まったくもうからない。解約したい。

注意！

- ★実態や仕組みが分からない契約はしないようにしましょう。
- ★友人からの誘いでも、契約したくなければ最初からきっぱり断りましょう。
- ★自分が友人を誘う側になると、大切な人間関係を壊したり、誰も紹介できずに借金だけが残ることもあります。

人に紹介すれば
収入にもなるんだ



事例：国民生活センターホームページから抜粋・加工 イラスト：消費者庁イラスト集より

少しでも不安に思ったり、トラブルに遭った時は1人で悩まず
早めに消費生活総合センターにご相談ください！

「075-366-1319」

※12月29日から1月3日まで閉庁となり、その間、相談業務を休業いたします。
年始は、1月4日（木）から通常業務を行います。



えしかるん

消費者問題学習会

インターネット上のダークパターンの手口と対策



～ネット広告を見極め 通販の買い物
上手になろう！～

悪質・巧妙な広告による、消費者トラブルが増加しています。
ダークパターンの手口や注意ポイントを解説します！

日 時

令和6年1月20日（土）

午後2時～午後4時（受付・開場：午後1時30分）

会 場

京都経済センター6階 会議室6-B

〒600-8009 京都市下京区函谷鉾町 78 番地

講 師

笠井 北斗氏（一般社団法人日本アフィリエイト協議会代表理事）

参加方法 会場・オンライン（Zoom）各定員50名（先着順）

申込期間 令和6年1月4日（木）～1月16日（火）

申込方法

FAX、メール又はホームページから、

①件名「消費者問題学習会」、②氏名（ふりがな）、③電話番号、④参加方法

（来場又はオンラインの別。オンライン参加の場合はメールアドレス）を記載のうえ、

お申し込みください。

申 込 先

京都市消費生活総合センター

F A X：075-366-2259

メール：soudan@city.kyoto.lg.jp

H P：<https://kyoto-soudan.jp/>

主催：京都市、京都府、NPO 法人京都消費生活有資格者の会

どちらも
参加無料！

消費者カパワーアップセミナー

～消費者力の向上を目指して～

(1) 防災士による防災対策

(2) 我が家は大丈夫？災害に備える保険

（共済）等と防災・減災について



今年は、関東大震災（1923 年）から 100 年の節目の年になります。今回のテーマは「災害への備え」です！

日 時

令和6年1月26日（金）

(1) 午前10時～午前11時半 (2) 午後2時～午後3時半

会 場

コープ御所南ビル 4階会議室

〒604-0857 京都市中京区蒔絵屋町 258

講 師

(1) 広瀬 和代氏（防災士・NPO 法人気候ネットワーク環境教育事業部長）

(2) 佐藤 智美氏（こくみん共済 COOP 京都推進本部

代理店推進課 課長）

参加方法 会 場：各回定員 20 名（先着順）

オンライン：各回定員 100 名（先着順）

申込期間 令和6年1月5日（金）～1月24日（水）

申込方法 (1)(2) 両方お申し込みいただけます！

FAX、メール又はホームページから、

①件名「パワーアップセミナー申込」、②氏名（ふりがな）、③電話番号、④参加方法

（来場又はオンラインの別。オンライン参加の場合はメールアドレス）、⑤受講希望の回

を記載のうえ、お申し込みください。

申 込 先

NPO 法人コンシューマーズ京都

HP：<https://consumers-kyoto.net/>

FAX: 075-251-1003 メール：info@consumers-kyoto.net



主催：京都市、京都府、NPO 法人コンシューマーズ京都、京都生活協同組合

京都市消費生活総合センター

075-366-1319（消費生活相談専用）

075-366-1316（多重債務相談専用）

〒604-8588

京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町 521 中京区総合庁舎 3階

ホームページ <http://kyoto-soudan.jp/> X(旧ツイッター)アカウント @kyoto_soudan

相談受付時間

月～金（祝・休日を除く。）

午前9時～午後5時

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収
等へ！



*土・日・祝・休日（年末年始を除く。）の緊急時のご相談は、

消費者ホットライン 188（局番なし） 午前10時～午後4時（電話相談のみ）

※独立行政法人国民生活センターの相談窓口につながります。



令和5年12月発行 京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター

京都市印刷物 第054684 号